

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第103号

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1職場適応援助者の項の次に次のように加える。

障害者業務管理相談員	1,710円
------------	--------

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。